

第 452 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和 7 年 9 月 16 日 (火) 14:00 ~ : 17:18

2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 3 階 共用大会議室 2

3 出席者

公益代表：甲斐委員（会長） 安永委員（会長代理） 佐々木委員、早川委員
松本委員

労働者代表：東島委員、松尾委員、諸富委員、彌常委員、山口委員

使用者代表：狩野委員、西岡委員、浜村委員、平野委員、福母委員

事務局：恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、濱賃金調査員

4 議題

(1) 佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

(2) 佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について

(3) その他

【第1回全体会議】

○岩竹室長補佐

定刻となりましたので、審議に入ります前に事務局から御報告いたします。

本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている定足数の10名に達していることを御報告いたします。なお、本日は、城局長が所用により欠席しております。また、本日は1名の方が傍聴に来られていますことを報告します。

それでは、甲斐会長、議事の進行をお願いいたします。

○甲斐会長

皆様こんにちは。お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。今日もよろしくお願いいいたします。

それでは、ただ今から第452回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

早速ですけれども、議事次第の(1)佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、事務局説明をお願いいたします。

○河野賃金室長

では、私の方から異議申立書の御説明をさせていただきたいと思います。赤のインデックスに「異議」と書いてある資料を御覧ください。

本年度の異議申立ては1件で、佐賀県労働組合総連合から提出されており、その写しを添付しております。私の方から朗読させていただきます。

(佐賀県労働組合総連合異議申出書朗読)

○岩竹室長補佐

それでは、労働基準部長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

(諮問文手交)

○甲斐会長

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

○河野賃金室長

(諮問文朗読)

○甲斐会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今、局長から本審議会に最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についての諮問がございました。異議の申出の内容について、これから調査審議をしたいと思います。内容については、先ほど室長から朗読、説明をいただきましたので、それを踏まえた上で、この審議会が出した結論に対する異議の審議を行いたいと思います。異議の申出に対して、まず労働者側の意見はいかがでしょうか。

○松尾委員

はい。松尾です。この異議申出に関しての内容ですが、労働者側として一定の理解はできます。1,500円以上に、ということで、早期に憲法が保障する、健康で文化的な生活を営むためにはこれぐらいの金額が必要だということに対しては、理解はしますが、最低賃金の決定はあくまでも3要素に基づいて、というところが原則になります。労働者の生計費のみを取ってみれば1,030円という金額が必ずしも相応しいとは思ってはいませんが、通常の事業の支払能力などを考慮すれば、1,500円というのはあまりにも飛躍しすぎた数字ではないかと思っています。

あわせて他県との比較などもありましたが、発効日が労働者にとってどのような影響を及ぼすかということを考慮すれば、佐賀は必ずしも金額だけでは測れないところがあると思っていますので、数字だけ捉えるのではなくて、審議会の中で結論を出した1,030円という金額が、労働者にとってはベストではないのでしょうか、より良い結果ではなかったかと思っています。

また、全国一律とか色々な意見もありましたが、それぞれの地方の中で課題は異なりますので、課題解決のためにどのようなことをやっていくのかということは、地方の審議会に与えられた部分でもあると思っています。全国一律にすれば、地方の審議会はなくていいくわけですが、そういったことにはならないだろうと思いますので、今回佐賀の審議会で話した結論は、公益、労働者、使用者、特に労働者と使用者との間で大きな隔たりはありましたが、三者で見出した結論だと思っていますので、佐賀で出した1,030円という結論を重視すべきと思っています。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、どなたか使用者側を代表して御意見等お願いいたします。

○福母委員

申出の内容の1「本年の佐賀県の最低賃金を1時間1,030円とすることに不服である」ということは認めたいと思います。

2の「1,500円以上とすること」については認めないという話で、基本的には申出の理由の中には労働者の立場でいろいろ書いてありますので、そういう御主張もあるのかなという感じがしておりますが、細かい点で言うと、申出の理由の3の、下から4行目の「佐賀の最低賃金は北部九州最下位」ということで、結果論でもありますが、こんなことになってしまったな、という残念な思いがあるのと、もう一つ、4の「最後に」のところで、使用者代表が退席したということで、労働者がないがしろにされたというような見立てにされていますが、決して労働者をないがしろにしているわけではない、ということについても意見を言わせていただきます。

それと、松尾委員が御説明されましたか、大分と熊本は発効日を1月1日、秋田は3月31日についているので、実際の時間額にすると相当低いですよ、という話があつたのですけど、大分、熊本については、そういう計算でいくと実際にはどれぐらいになるのでしょうか。ここは異議を申し立てる場なので、分かったら後で教えてください。

○恒吉労働基準部長

はい。後でよろしければ。

○甲斐会長

他にございますか。

○福母委員

4人いらっしゃるので、どうしても言いたいということがあつたらどうぞ。

○甲斐会長

よろしいですか。

それではただ今、労働者側と使用者側から御意見を伺いました。その結果を踏まえて、審議会としては異議申出の内容も含めて議論を尽くしたと考えております。その結果として、8月26日付の答申に至ったと考えております。労働者側及び使用者側の意見も踏まえ、答申を見直す必要はなく、答申どおり決定することが適当であるとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局で答申文の案を準備して配付をお願いいたします。

(答申文(案)を各委員に配付)

○甲斐会長

それでは、事務局から朗読をお願いいたします。

○河野賃金室長

朗読いたします。

(答申文(案)朗読)

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。ただ今の答申文でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは案を消していただきまして、これをもって答申をしたいと思います。

(会長から労働基準部長へ答申文の手交)

○甲斐会長

それでは、今後の手続きにつきまして事務局より説明をお願いします。

○河野賃金室長

今後の手続について説明いたします。本日から官報公示の手続に入りますけれども、本日は官報持込みの締切時間を過ぎておりますので、明日が持込み日となります。順調にいけば9月29日(月)に官報公示、今年度は指定日発効となりますので、11月21日(金)に今年度の最低賃金の効力が発生する、ということになります。

なお、最低賃金専門部会は、専門部会運営規定第9条に基づき、異議の申出期間が終了したことから廃止といたします。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、本日の議事次第(2)に移りたいと思います。佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について、事務局より説明をお願いいたします。

○岩竹室長補佐

事務局から御説明させていただきます。特定最低賃金の改正の申出につきまして、6月19日付け電気機械器具製造業関係、7月8日付け一般機械器具製造業関係、7月14日付け陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金の改正決定の申出書が提出されております。

これら3件の申出につきましては、審査を行い受理しましたので報告いたしますとともに、3件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、佐賀労働局長から本審議会へ諮問をさせていただきます。

では、労働基準部長から甲斐会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

(労働基準部長から会長へ諮問文を手交)

(各委員へ諮問文(写)を配布)

○甲斐会長

それでは事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

○河野賃金室長

(諮問文(3件分)朗読)

○甲斐会長

はい。ありがとうございました。

ただ今、局長から本審議会に一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係及び陶磁器・同関連製品製造業に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問がございました。必要性の有無について、これから調査審議をいたしたいと思います。まず、産業ごとに改正申出の主旨について、労働者代表委員から説明をしていただき、続いて事務局から関係資料の説明をお願いいたします。

それでは、まず、一般機械器具製造業関係について労働者代表委員から改正決定の申出の趣旨、説明をお願いいたします。

○東島委員

労働者代表委員の東島です。よろしくお願いいいたします。

一般機械器具製造業における最低賃金改正の申出について説明をさせていただきます。申出の理由については、申出書にも記載しておりますが、1つは当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものであります。もう1つは、一般機械器具製造業の労働者は、機械金属工業のあらゆる業種に対応する技術、技能を有しており、将来における佐賀県機械工業発展のために、人材確保の面からも最低賃金の改正は必要であることを理由としています。

佐賀県における一般機械器具製造業は、適用労働者数4,762人となっており、県内で事業を営む経営者や働く人々に大きな影響を持っている主要産業であります。また、一般機械器具製造業は単なる産業の一部ではなく、地域の経済、インフラ、防災、雇用、技術革新を支える基盤的存在であります。一般機械器具製造業に所属する企業の多くは小規模ですが、国内のみならず海外からもその製品に対し高い評価を受けている中小企業が数多くあります。近年、その産業を支える人材の確保も大きな課題となっており、技術の継承なども難しくなってきています。技術、技能ともに県外への流出を防ぐためにも優秀な人材を確保し、地域産業を守り育てていかなければなりません。今年の申出に当たっては、1,770人の合意をいただいており、一人ひとりの最低賃金改正への思いを労働者代表委員として重く受け止めていきます。

今年の地域別最低賃金は74円増額の1,030円と大幅改定がされました。そういう中での特定最低賃金との比率についても重要な位置付けと認識をしております。ものづくり県佐賀として、伝統があり、県内の主要産業である一般機械器具製造業に相応しい最低賃金水準の改定、隣県に対抗できる引上げが望まれます。

我々、労働者側としましては、最低賃金が適用される非正規雇用労働者に対しても、雇用形態や労働時間の違いなどによる不合理な格差を是正するために、県内の主要産業である一般機械器具製造業に相応しい最低賃金水準の改定引上げが必要であると考えます。以上、よろしくお願いいいたします。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○河野賃金室長

資料は、青いインデックスで「特賃」と書かれたものになりますので、そちらの方を御覧いただけたらと思います。

まず、資料の1ページ目になります。こちらは、一般機械器具製造業関係に関する概要をまとめた資料になっております。

業種につきましては、先ほど質問文の中で読み上げましたが、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等、これらの製造業に対しての申出でございます。

申出の内容は、適用地域が佐賀県の全域、産業分類につきましては、E 252 から E 269 までです。これらの産業に対して適用労働者数が4,762人、お手元の令和7年度版最低賃金決定要覧の125ページにも掲載されておりますので、後ほどご確認をいた

だければと思います。申出労働者数が合計 1,770 人でその割合が 37.17%、3 分の 1 以上を満たしております。

申出の理由につきましては、1 点目に、「申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。」ということ。2 点目に、「一般機械器具製造業の労働者は機械金属工業のあらゆる業種に適応する技術・技能を有しております、将来における佐賀県機械工業の発展のために、人材確保の面からも、最低賃金の改正は必要である。」ということでございます。申出者は、UA ゼンセン佐賀県支部支部長でございます。

続きまして、2 の申出労働者の内容についてです。区分としては労使協定が 4 組合、合意者数が 837 名、機関決定が 10 組合、合意者数が 850 名、個々の労働者の合意が 83 名で、合計 1,770 名になります。労使協定につきましては、中山鉄工所従業員組合、戸上メタリックス労働組合、ワイビーエム労働組合、九州住電精密労働組合の協定がございまして、右側の欄にそれぞれの協定の最低賃金月額、日額、時間額を記載しておりますので目安としていただければと思っております。

また、3 ページには、一般機械器具製造業の過去 10 年間の最低賃金決定状況一覧、そして 4 ページ以降については、今年の基礎調査の結果から作成しました賃金階級別の分布表をつけております。今年は、1 円刻みの部分を大きくとった関係で、全体の分布が少し分かりにくくなっていますので、参考までに 7 ページ以降に総括表をつけております。10 ページの下の方を見ていただくと、平均賃金額や、第 1・20 分位数、第 1・10 分位数が確認できますので、そちらの方も併せて参考にしていただけたらと思っております。鉱工業生産指数の推移は 6 ページに記載しております。

以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

それでは、まず、ただ今の説明につきまして何か御質問・御意見等はございますでしょうか。

○福母委員

いいですか。

○甲斐会長

はい、どうぞ。

○福母委員

改正の必要性に関する意見ということではなくて、ただ今の説明に対しての意見か質問ということですよね。

○甲斐会長

今日の進め方、昨年もそうなのですけれども、一旦 3 業種につきまして、申出、主旨説明と資料の説明をしていただきます。その後、それぞれ必要性の審議をしていこ

うと思っていますけれども、よろしいでしょうか。

ということで、今は、趣旨説明あるいは資料の説明に対する御質問・御意見を承りたいと思っています。

○福母委員

質問ではないのですけど、適用労働者数が佐賀県の労働者数のどれくらいを占めているかというと、4,762人が一般機械で従事される方で、佐賀県内の令和4年度の労働者数というのが42万人。そうすると、およそ1.13%ということで、重要な産業であることは重々承知しておりますが、労働者数としてはそれほど多くないというか、むしろ少ないなという印象もった次第です。ですから、申出労働者数はその3分の1ぐらいなのでかなり少ないという印象を持ったというだけの意見です。今までそういう見方をしていなかったので。何も意見言わなかつたらいけないかなと思って。

○甲斐会長

ありがとうございました。

○福母委員

意外に少ないですね。もう少しいるかなと思っていました。

○松尾委員

よろしいでしょうか。特定最低賃金制度が変更になりました。以前は大きくくりでやっていたのですけど、小さな区切りごとに特定最低賃金の必要性とか雇用を決めようということで変更になりましたので、以前は本当に大きかったと思うのですけど、小さな産業というか、現行はそのような区切りに変わっているので、多分適用労働者数はこれぐらいの人数になったのではないかなと思っています。

○福母委員

御指摘のように、佐賀は輸送用機械器具が大きな会社も多いので、そういったところが入っていないと、このような割合なのかな、というのも感じた次第です。松尾委員、補足説明ありがとうございました。

○甲斐会長

これ、いつ頃に整理されたのですか。

○松尾委員

制度変更ですか。制度変更は何回も変更になっています。

○甲斐会長

なってますね。

○松尾委員

多分、この表欄の中にあると思います。

括りを小さくして、小さな括りの中に特定最低賃金の必要性というか。

○福母委員

平成2年です。

○甲斐会長

平成2年といつたら随分前ですものね。ありがとうございます。
他に何か御質問等ございますでしょうか。

○西岡委員

改めてすみません、話してよろしいでしょうか。

この申出労働者の内容の中で、「機関決定」というところがありますよね。その中に例えば「唐津バブル工業」などの民間の労働組合があって、かつ、「個々の労働者」でまた、同じ労働組合が入っていますけど、違いは何がありますか。

○東島委員

「機関決定」というのは、労働組合としてその組合員さんに一応その合意を求めて大会を開いて合意をいいだしている、という一方で、「個々の労働者」というのは、その会社で従事しているけれども組合員ではない方です。なので、労働組合の臨時大会に諮ったときの対象者は組合員なのです。「個々の労働者」というのは、組合員でない方で、その仕事に従事されている方の賛成の署名をいただいたという個人署名の数になります。

○西岡委員

分かりました。

○甲斐会長

よろしいですか。はい、それでは他に何かございますでしょうか。それでは、質問がないようでしたら、また、後ほど何かございましたらお伺いしたいと思います。

次に、電気機械器具製造業関係について、労働者代表委員から改正決定の申出の趣旨説明をお願いいたします。

○諸富委員

はい。電気機械器具製造業の労働者側ということで、諸富の方から御説明をさせていただきます。説明に当たって、資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思いますので、資料を配付させていただいてもよろしいですか。

○甲斐会長

はい。どうぞ。

○諸富委員

今、お手元の方に配付をさせていただきました「電気機械器具製造業関係必要性審

議の補足資料」の、少しこの中身にも触れさせていただきながら、電気機械器具製造業としての特定最低賃金の改正の必要性ということについて、少し見解を述べさせていただきたいと思います。

申出の理由につきましては、事務局から配付いただいている資料の中に、「賃金の最低額に関する労働協約の適用者数が概ね3分の1以上に達していること」と記載がありますが、それも含めた少し細かいところも含めて、御説明をさせていただけたらと思います。

まず資料1枚目めくっていただきまして、「特定最低賃金とは」ということで、ここにおられる方に改めて御説明する必要もないかと思いますが、特定最低賃金につきましては、やはり地域別最低賃金とは似て非なるもの、というような考え方を持っております。

特定最低賃金については、産業に対する最低賃金ということで、1枚目記載のとおり、春闘の結果を同じ産業で働く労働者の賃金の引上げに波及させることによって、産業・企業の魅力向上と、人材の確保・定着を図り、生産性の向上、競争力強化に役割を果たしており、地域別最低賃金がセーフティーネットということであれば、特定最低賃金については、しっかり産業を支えていくためのひとつの大きな指標である、ということと思っております。

特定最低賃金の目的等々につきましては3枚目にも記載のとおりです。それぞれの立場にとってどういった位置付けであるのか、またどういった効果があるのか、というようなことを記載させていただいております。とりわけ、ものづくりの源泉は人、というところに立ち帰りますと、まずはしっかり人材を確保するということは企業活動の源泉で、そこに果たす特定最低賃金の役割というのは一定以上に大きな役割だと理解をしているところです。

資料の4ページ目、「特定最低賃金に対する見解」ということで、特定最低賃金に関する考え方や、また、下段の方には、中小企業4団体連名による、最低賃金に関する要望ということで、ここには日本商工会議所などの団体から特定最低賃金に対する考え方を述べられる中で、特定最低賃金の在り方については、少し御意見もいただいておりますが、一方で、特定最低賃金を定めることで、産業集積地の魅力向上を図ることや、それぞれの地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用を検討するというのは、役割としては一定理解をするということで、特定最低賃金の改定自体を否定するものではないと触れられております。

そういった中で、5枚目です。「佐賀県における電機産業の立ち位置」ということで記載をしております。内容としては製造業における電気機械器具製造業関係の、例えば従業員数や、生産額、付加価値額などの位置付けということで記載をしております。見ていただければ分かるとおり、電機産業は製造業において全ての項目で、一定の比率を占めています。とりわけ生産額、付加価値額については、県内の製造業の中で20%若しくは25%ということで、高い比率になっておりまして、成長が期待できる産業分野という位置付けとして見て取れるということでございます。

そういった重要な産業という位置付けの中で、実際足元の状況は、と言いますと、資料6枚目になります。「製造業における求人の状況」につきましては、人材を確保するということが非常に厳しい状況にあります。そういった中で、特定最低賃金の改定を通じて、現場の人材不足ということに関して訴求しまして、人材の確保、定着とい

うことを前提とする中で現場力の強化、生産性向上というところにもつなげていけるのかと思っています。

また、資料の7枚目ですけれども、電機産業については非常に裾野が広い産業でございます。一例として、電機の大手メーカーを真ん中に置いたときのサプライチェーンにおいての、上流から実際の下流までのそれぞれの関わり方でございますけれども、ものづくりの製造組立に関するところについては、そのメーカー自体での対応も当然行いますけれども、途中の工程については、下請の会社様や、協力会社とか、そういったところにも協力をいただきながら、ものづくりをしておりまして、そういったところの従業員の方にもしっかり魅力ある賃金を示すことで、人を確保してものづくりを継続していくというのが非常に大事なところだと思っております。

また、その人材という点でいきますと、右側の方に記載をしておりますが、とりわけ自動車関係に対しては、メーカーのみならず、ものづくりに関わる全てのところに關して、非常にしっかりとした品質規格を担保していくことも求められております。そういったところに対応しようとすれば、やはり一定のスキルや力量など可能性のある人材の方にしっかり役割を果たしていただくという必要がございます。

一例として次の8ページに、県内の電機の加盟組合のパートさん等に対して、どういった力量を求めたり、スキル認定をしているのか、というようなことを確認させていただいております。パート従業員の方といえども、やはりものづくりということに關しては、必要なスキル、力量をもって業務にあたっていただくというのが必須という中で役割を果たしていただいていることに対し、しっかり賃金で訴求していくことは一定必要かなと思っております。

以上、今、そういったことを縷々御説明をさせていただきましたが、審議における主張点ということでは、いくつか記載をさせていただいております。いろいろ書いてはおりますけれども、やはり一番大きなところとしましては、特定最低賃金という位置付けの中で、しっかりそれを示すことによって産業の魅力を高めて、産業の持続的な発展を促すというところにつなげていくべきだと思っています。

繰り返しになりますが、ものづくり、とりわけ製造業においては、まず人がいないことには始まらないという実態がありますので、そういったところに訴求できる最低賃金の改定を求めていきたいと思っていますので、是非、御理解いただければと思います。私の方からは以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○河野賃金室長

それでは、資料の11ページを御覧ください。

こちら、電気機械器具製造業の申出の概要になりますが、業種につきましては、先ほどの質問文の中で読み上げました、発電用・送電用・配電用電気機械器具、電子デバイス、電子回路製造業などが該当しております。適用地域につきましては、佐賀県全域、適用産業は日本標準産業分類小分類のE 281 から E 303 までということになっております。適用労働者数につきましては8,287人です。こちらの方もお手元の令和

7年度版最低賃金決定要覧の126ページを後ほど御覧いただければと思います。適用事業所数が77、申出労働者数が5,031名ということで、割合としては60.7%になります。

申出の理由につきましては、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること、で、申出者は、電機連合西九州地方協議会 電機佐賀地域協議会議長でございます。

続きまして、2の申出労働者の内容になりますけれども、労働協約で7組合です。適用労働者数は5,031名で、労働組合の7組合につきましての内訳は表の右側の「労働組合名称等」の欄に記載のとおりでございます。

下の備考欄に書いておりますが、*印がついた括弧は、協定書において賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、月額を月平均所定労働時間数で除して、時間単価を算出したものになります。時間単価で一番高い所が1,320円、低い所で1,180円になります。

また12ページ以降は一般機械と同様に、過去10年間の最低賃金の決定状況一覧と今年の基礎調査結果から作成した、賃金階級別の分布表と総括表、鉱工業生産指数の推移になります。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただ今の主旨説明並びに資料の説明につきまして御意見・御質問等ございますでしょうか。

○浜村委員

資料の説明の点で少し確認をさせてください。

13ページの資料ですけれども、これトータルの人員が合計のところが1,468名となっていますよね。

○河野賃金室長

はい。

○浜村委員

これは、1,468名というのは、電気の適用労働者数8,287名の方の中で時給単価が2,000円未満、以下の方が1,468人いるという見方でいいですか。

○河野賃金室長

1,468人というのが全体の数ということになります。

○浜村委員

電気機械器具製造業の適用労働者って少なくとも8,287人以上はいるはずですよね。弊社だけで3,500人いますので。

○甲斐会長

これ抽出ですよね。

○河野賃金室長

全ての事業場を対象に調査を行っているわけではなく、調査対象となった事業場数から復元をした結果がここに反映されていると考えているのですけれども、おっしゃるように数字があまりにも違うというところもございますので、一度確認してからお答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

○浜村委員

はい、分かりました。

○河野賃金室長

申し訳ございません。

○甲斐会長

他に何かございませんでしょうか。

○浜村委員

あともうひとつ、その後の詳細の資料がついていますよね、16 ページ以降。この中で年齢別に何人というところを書いていると思うのですけれども、例えば 18 歳から 19 歳というところが高卒の新卒社員ということになろうかと思いますけれども、これを見ると時給単価が 1,140 円以上のところって 1 人もいないことになっているのです。数字が入っていないですね。そんなことは多分ないと思います。なので、この資料そのものがすごく違和感があるので少し見直しをしていただきたいです。

○河野賃金室長

その原因も含めて、また御報告を差し上げたいと思います。申し訳ございません。

○浜村委員

はい、お願ひします。

○甲斐会長

ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。

はい、それではまた後ほどございましたらお伺いしたいと思います。

では、次に陶磁器同関連製品製造業関係について、労働者代表委員から改正決定の申出の趣旨説明をお願いいたします。

○山口委員

それでは、陶磁器同関連製品製造業を代表いたしまして、山口が一言御挨拶を申し上げます。日頃より、私達陶磁器産業に対しまして、御支援と御協力承り心より感謝を申し上げます。

さて、佐賀県の陶磁器産業は中小零細企業が大多数を占め、地域の歴史と文化を担

いながら経済、観光面でも重要な役割を果たしてきました。しかし、今、私達の陶磁器産業においては、他産業と違い収縮の一途をたどっており危機感を感じております。1つは後継者不足、技能継承の困難さ、人手不足という深刻な課題です。

高齢化が進む中、若手人材の参入が極めて少なく、需要が回復しても生産が追いつかない状況です。このままでは技術継承が困難となり、陶磁器産業自体が立ち行かなくなる危機感を強く抱いております。加えて賃金水準の問題が顕著であり、陶磁器産業の労働者は、他産業と比較して低い賃金で働いています。

厚生労働省による調査では、県内一般労働者の所定内給与の平均額3年平均で月263,200円に対し、窯業土石製品製造業は月227,000円で賃金差が36,200円となります。更に私達セラミック産業西九州地方加盟組合の平均は207,000円であり、窯業土石の県平均との差は20,000円にも及びます。こうした低賃金雇用が人材流出を招き、産業衰退の最大の要因となっています。更に、陶磁器産業である長崎県波佐見町と比較すると、今年度の最低賃金は佐賀県が74円アップの1,030円、長崎県が78円アップの1,031円と、隣接する産地でありながら1円差が生じました。このわずかな差であっても若者がどちらで働くか判断する際には大きな意味を持ちます。人材確保が困難な中、賃金水準が劣ることは致命的であり、同じ伝統産業として負けられないという強い思いで私達人材確保と産業の維持に取り組んでいます。

他方で、企業側の経営環境も厳しさを増しています。本年8月から陶磁器の主原料である陶土が25%引き上げられ、2027年度にも同等の引上げが予定されています。原材料高騰は経営を直撃しており、使用者側から人件費負担の限界を訴える声が出ることも想定されます。それでもなお人材確保を最優先とした産業構造への転換を進めなければ佐賀県の陶磁器産業は確実に衰退します。低賃金のままでは若者は集まらず技術の継承もできず、やがて産業自体が途絶えてしまうからです。陶磁器産業において、最低賃金近傍で働く労働者が多く、この物価高が続く中で労働者の生活は厳しさを増しています。今回の70円の最低賃金引上げは事業者にとって厳しい挑戦であることは理解しております。労務費の高騰が経営を圧迫することを承知しておりますが、事業の存続には労働者の確保が不可欠です。後継者育成の充実を図り、佐賀県の誇り伝統産業である陶磁器の未来のために前向きな審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上となります。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○河野賃金室長

陶磁器・同関連製品製造業の資料は21ページ以降になります。申出の概要について説明します。適用地域は佐賀県の全域です。適用産業は、日本標準産業分類小分類のE214になります。適用労働者数は1,450人、適用事業所数148、お手元の「令和7年度版最低賃金決定要覧」の125ページを御確認いただければと思います。申出労働者数につきましては、全部で669人、割合が46.1%になっております。申出の理由としまして、「申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の

決定を求める」ということです。

申出者は、セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部執行委員長になります。

続きまして、申出労働者の内容ですけれども、労使協定の2組合につきましては212人で、右側の欄にそれぞれ組合名と人数、協定月額、日額、時間額を掲載しております。機関決定については、4組合で357人、いずれも春闘要求決定臨時総会で合意を得た、ということで、それぞれの人数を掲載しております。個々の労働者の合意につきましては100名でして、各企業の人数を掲載しております。

また22ページ以降につきましては、先の2業種と同様に、過去10年間の最低賃金の決定状況と今年の基礎調査結果から作成した賃金階級別の分布表と総括表、鉱工業生産指数の推移をつけております。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

それでは、ただ今の趣旨説明並びに事務局の資料説明につきまして御意見・御質問等ございますでしょうか。

○浜村委員

すみません、一応念のためお聞きしますが、先ほどと同じ23ページの資料を見ると、合計人数1,881名ということで、今回、同時期の適用労働者数1,450名よりも多いのです。もし仮に、23ページの数字が更に多くなるようなことがある場合によっては申出の労働者数が3分の1に満たないことになるような可能性も出て来るので、ここしっかり精査をしていただきたいと思います。問題ないとは思うのですけれども。

○河野賃金室長

先ほどの電機を含めまして、3業種共にもう一度精査をしてお答えしたいと思いますので、しばらくお待ちいただけたらと思います。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

○甲斐会長

はい、それではただ今、3業種につきまして、趣旨説明並びに資料の説明を行ってまいりました。質問等について調査も必要ではございますけれども、一旦ここで質問等につきましては終了させていただきまして、改正の必要性の有無につきまして調査審議に入りたいと思っております。

これから特定最低賃金の必要性の有無について産業ごとに御意見をお伺いしたいと思いますけれども、労働者・使用者それぞれ控え室にて打ち合わせをする時間は必要でしょうか。

○福母委員

はい、お願ひします。

○甲斐会長

必要ですか。それでは、どれくらい必要ですか。

○福母委員

15分くらい。

○甲斐会長

15分くらい。では、これから時間を取りまして、では3時半から再開ということでおろしいですか。

○福母委員

結構です。

○甲斐会長

はい、分かりました。ではそれぞれ控え室にて御検討いただきまして3時半から再開ということにしたいと思います。

〔労働者側委員・使用者側委員退室〕

〔労働者側委員・使用者側委員入室〕

【第2回全体会議】

○甲斐会長

それでは、お揃いになりましたので審議に入りたいと思います。

では、まず先ほどの浜村委員からの御質問について事務局から回答するということです。

○河野賃金室長

原因として考えられるのは2点ございまして、まず1点目は、この基礎調査に関しては、労働者が100名以上の事業所はそもそも対象になっておらず、100人未満の事業所が対象となっておりますので、ここに記載される人数は100人以上の事業所に所属する労働者は入っていない、ということが大きな理由として1点ございます。

それともう1点は、対象事業場の全数調査をしているわけではなくて、抽出した事業所から御回答いただいた有効回答を元に、調査結果を作っております、その復元方法が事業所数を元に復元する方法と、労働者数を元に復元する方法と二つございまして、多くの県においては労働者数で復元をしているところですが、佐賀の審議会においては以前から事業所数を元に復元をしております。

事業所数で復元した結果、計算方法が少々複雑になっておりまして、事業所数による復元という計算方法によって実態とは乖離した数字が出て来る可能性があるかも

しれない、と思います。検証していないので分かりませんが、労働者数で復元したらより実態に近い数字が出て来るかもしれませんけれども、佐賀においては従前からの方法に則って事業所数で復元した結果がこのような数字になりました、ということが原因として考えられると思われます。

○浜村委員

少なくとも従業員数 100 名未満の事業所しか対象になってないということですね。では、そういう意味でいうと、申出の労働者のいる事業所というのは全く入っていないということですかね。

○河野賃金室長

事業所の規模からするとそういうことになると思います。

○浜村委員

賃金水準も申出の労働者のいる事業所とは全然違うデータを出していただいたということになっちゃいますよね。

○河野賃金室長

そこだけに注目すると、そういうことになると思います。

○浜村委員

でもこれがベースですよね。これをベースに検討しましょうという資料としては、不適切ではないかなと思います。状況は承知しました。ありがとうございます。

○甲斐会長

御指摘いただいてありがとうございます。これまで見落として来たという点はあったかと思いますので、今後また更によりよいデータになるよう検討を続けていきたいと思います。

○福母委員

来年から実態を反映している、事業所ベースではなくて労働者ベースで出せないのですか。

○河野賃金室長

今までのデータを経年的に比較するという意味でも、佐賀では事業所数で復元した数字を従来から使ってきたところなのですが、これまでの流れを無視してでも、労働者数で復元した方が良いと皆様が判断されれば、そのように復元をさせていただくことも可能かなとは思いますけれども。

○浜村委員

100 名以上の事業所を無視した数字というのはどうなのかなと思うのですけれども。

○河野賃金室長

それは、基礎調査が最賃近傍の労働者の賃金を調査するという意味で、そもそも100名以上を対象としていない調査なので、そこはどちらにしても100名未満の事業所での調査結果ということになります。

○福母委員

私が言いたいのは、慎重審議をしなさい、みたいに言われており、全ての委員もそのように思っているわけです。根拠とするかどうかは別として、それぞれの委員が、少なくともAとB比べて正確性が高い数字で審議した方が慎重審議にはなると思うのですよ。だから、そういう指標は相当難しいとかいうのであれば考えますけど。

○恒吉労働基準部長

今までの流れを急に変えていいのかということですね。

○福母委員

例えば22ページの影響率とか未満率のところに影響するのかもしれませんけれども、もし、来年変えるとすれば、変える必要性があるとすれば、3年ぐらい前に遡って、元データあるでしょうからそれでやるとか、少なくとも前年の分は集計し直しましたという数字でも出してもらえば、それが適切だとは思いますけど。あまり変わらないということであれば改めて考えますけど、正確だというなら、そちらにした方がいいのではないかなと思います。一般論的に。

○恒吉労働基準部長

分かりました。

○甲斐会長

これまで何故事業所ベースだったのか、というところが不明ではあるので、今、福母委員がおっしゃるように、労働者ベースで換算した方がより実態を表すのであればそちらの方の数字を出してみると。

何故事業所ベースだったのかなという、それはそれで何か理由があるのかなとは思うのですけれども。

○松尾委員

復元をしたという意味がよく分からないのですけど、それは別として、例えば、陶磁器でいけば、適用労働者数1,450人ですよね、100人未満計上していないということになったとしても、適用労働者数を上回る数ではないですか、23ページの表の数って、労働者をみると1,888人いるのですよね。1,450人適用労働者数がいないのに、労働者の分布がそれよりも多いって明らかにおかしいでしょう。おかしな数字を先ほど福母委員が言われたようにこれを参考にして審議をするかどうかは別にして、正しい資料を出していただかないと、審議会ですので、それはやはりおかしいと思いますので、過去の経緯はどうであったにしても、正しい数値を出していただきたいというのが意見です。

○恒吉労働基準部長

はい、承りました。これをまず2通りの方法を一旦事務局でやってみて、先ほどの発言の、より相応しい数字の検証をもう一度させていただきたいと思います。その上で毎年、次年度の方向性としては3月の審議会の時にいろいろな変更点などを皆様に改めて報告した上で御了承いただいて、次年度の運営を決めますので、その時までには準備したいと思いますので、今回は御了承いただければと思っております。

○甲斐会長

3月と限らず、専門部会が開催されたらその中の資料としては出せるのではないかなどと思いますので、そこで、労働者数を勘案した数字、データを出していただくということでおろしいでしょうか。浜村委員、福母委員。

○福母委員

はい。

○恒吉労働基準部長

ありがとうございます。

○甲斐会長

はい、それではそのように進めたいと思います。

では、本論に入っていきたいと思います。

まず、最初に一般機械器具製造業関係について、各委員の皆様から御意見をお聞きしたいと思います。それぞれ、御意見いかがでしょうか。

○福母委員

今年の特定最低賃金に関して、今年は3業種全てが現行の特定最低賃金を県の地域別最低賃金がのみ込んじゃう、高くなるという、佐賀においては初めてのケースでありましたし、県最低賃金は過去最大の引上げ額と、そういったこともございましたので、経営者協会では初めてですけれども、会員企業に対して、産業別特定最低賃金の改定の必要性があるかないか、ということを聞かざるを得ませんでした。

ここで基本的なおさらいですけれども、特定最低賃金というのは労働者側と使用者側のイニシアティブで作られているということで、労働者側と使用者側が、例えば、自動車販売とか一定の業種の最低賃金作りましょうか、そうだね、作ろうよ、という感じで作って、改定する必要があるよね、そうですね、と労働者側と使用者側の合意の上で改定の手続を踏んで決定するというのが原則と聞いております。その点について、今回のアンケートの実施に当たっては、必要性のところが非常に重要でしたので、御回答いただいた会社様に電話をして直接聞きました。

というのは、必要性とかそういったところの受け止め方が会社によって全然違うので、全ての方に御説明したら、そういうことで特定最低賃金が作られている、あるいは、決定をされている、ということを理解されていない人がほとんどでした。県最低賃金と同じように自動的に決まるだろうという感じでした。そういうことで半ば諦め

というか、そういう感じで受け止められておられる会社がほとんどでした。

今回、その必要性について、まず一般機械です。

一般機械については10社だったのですけど、「改定の必要性なし」と「改定の必要性あり」が5社5社で同数でした。「必要性なし」の理由としては、県最低賃金が先ほど申し上げたとおり、現行の一般機械の最低賃金よりも高くなつたからということで、存在意義がないじゃないかというようなことでした。細かく聞いていくと、現行の一般機械の最低賃金でも既に就労調整があつて大変苦労していると。年収の壁の関係とか。これで更に引き上げられると、年末に来てもらえる人が恐ろしく減つてしまつて仕事が回らなくなるとか、あるいは、我が社は最低賃金をクリアしているけれども、下請さんになると大変だという話を聞いているので、今年は改定の必要性がないと。

更には、一般機械はもういらないのではないか、という意見もありました。というのは、宮崎県には一般機械の最低賃金はないのですけど、宮崎と佐賀で仕事をしている会社さんで、技能実習生がいて、技能実習生の間では、宮崎では県の最低賃金、佐賀では一般機械の最低賃金なので、佐賀の方がやたら高いねと、非常にこの辺りの賃金格差というのが問題になるというようなことを言われました。その県によって賃金が違うというのは非常に煩わしいという御意見もありました。

一方で、「必要性あり」の理由を参考までに申し上げると、やはり今まで一般機械の最低賃金があったので、それが埋没してしまうからやはり必要ではないかという意見もありました。

ということで、私個人としても、それから他の委員の方も総意として、今年は一般機械の最低賃金については改定の必要性はないと思います。以上です。

○甲斐会長

では労働者側の方から今の使用者側の御意見に対して意見等、ございますでしょうか。

○松尾委員

基本的には、労働者側で「必要性あり」に向けて意見を申し上げたとおりです。労働者側はその理由で必要性がありますということで述べたと思います。ちなみに一般機械の話をされましたけど、電気機械、陶磁器はないのですか。

○福母委員

これから言おうと思ってます。その都度、まとめて言うと理由がごちゃごちゃしてしまうから。

○松尾委員

その都度ですか。言われているように3業種共に地域別最低賃金がこれだけ引き上がつた中で、特定最低賃金がのみ込まれるというのが現状としてあります。ただ、地域別最低賃金と特定最低賃金というのは性質が違いますので、これは地域別最低賃金がどれだけ高くなつても特定最低賃金の意義というものは全く変わらないと思っています。他の産業と比較をして、3業種の優位性を保たなければならないということ

ろは、先ほど3人の委員の代表者が申し上げたとおりです。やはり優位性を持たなければ、佐賀の重要な産業として地域別最低賃金とは違う役割を果たさないといけないということは労働者側が先ほど述べたとおりでございます。特定最低賃金は公正競争の中で、どれだけ地域経済に発展をしていくのか、というところも重要なポジションとか位置付けでありますので、そういったところは特定最低賃金が持つ意味合いは大きいのかなと思っています。一般機械だけではなくて、ということです。

○東島委員

今、福母委員が経営者側の立場から一般機械の審議必要性の有無について、御意見をいただいたところなのですが、今回やはり改正申出を上げるに当たって、一般機械は見ていただいたとおり、大きくて二百数十名位の組合がほとんどで、少ない所は1桁台という組合もありました。その中で本当に1つ1つの組合に、早くからお願ひに上がって、合意を出してくださっている組合の皆様は、毎年一般機械の特定最低賃金に関する審議をやっているというところにプライドを持っていただいております。私達もお願ひし、非常に忙しい中出でていただいているということで、単純に4,000いくらかのうちの1,770という、数字だけで見るとそうなのですけれども、本当に1つ1つの組合、またそこで働いている労働者の皆様の総意のものです。私はその方々の思いを持って、この審議会に出でていると思っています。一般機械という、ものづくりの業態の特定最低賃金にプライドを持って、地域別最低賃金というそこの大なり小なりあると思うのですけれども、審議というところに戻っていただきたいという思いでございます。

○甲斐会長

ほかにいかがでしょうか。

○福母委員

先ほど東島委員がおっしゃいましたことは、私も過去そう長くない経験上、色々お話を聞いていますし、今年は特に参議院選挙もあって大変お忙しい中、ずっと頭を下げるお願いをされているという事情は重々承知しているところであります。その点、理解をした上で、ということなのですけれども。

県最低賃金と特定最低賃金は少し内容が異なりますけれども、過去の傾向からいと、県最低賃金の上げ幅までいかないけれども、ある程度それを加味して引き上げようということで、過去には、全会一致が原則なのですけれどもそうでないときもありました。

いろいろヒアリングをしている中で、上げてもいいけど県最低賃金ほど上がったら大変なことになるというのが3業種全てのところで聞かれた意見です。ですので、先ほど申し上げたとおり、いろいろお忙しい中御苦労されてお集めになられて申し出をされておられますけれども、今年は本当に使用者委員としても、使用者側としても厳しい年なので、私どもの考え方も御理解いただけるとありがたい、ということです。

○甲斐会長

福母委員の方から提案されたことは、一定理解はできるのですけれども、全部で10

社のうち5社に関しては上げてもいいと。必要性があるという回答で50%ずつの回答であったということは、これから先も議論の余地があるのではないかと思うのが1点と、それから双方十分に御理解いただいていると思うのですけれども、やはり地域別最低賃金の役割と特定最低賃金の役割というのは異なりますので、そういう意味で、意義がある、と考えて進めていくということも必要なではないかと思います。

1つは、やはり県内において他業種よりもインセンティブが高くて、ものづくり産業に関わっていく人材を確保していくというのがこれまでの長年の在り方だと思いますので、その辺りも考えていただければと思います。

それともう1点は、どれだけ上げるかというのを専門部会で検討するわけですので、そこで十分なデータを持ち寄りまして、どこまで上げられるか、ということも含めて検討していただくという意味では、改定の審議をやるということについて是非、御再考いただければと思います。

この後聞くのも怖いくらいですけれども、陶磁器産業についても、これまでかなりのみ込まれてきた、埋もれていたというところを、何とかすくい上げていこうというのがここ数年来この審議会で行われてきたことです。それは陶磁器産業という伝統的な産業を佐賀県として何としても残していこうというか、これ以上に、もう少し復興させようというような使用者側の皆様のお気持ちもあって、ここ数年来やって来ているわけですので、どれだけの金額になるかというのは専門部会で十分議論していただきたいと思います。

改正のための会議を設定するという意味では、使用者の皆様も、是非佐賀県における機械産業の意義について、これまで特定最低賃金として必要だと思われて来た意味も含めて御検討いただければと思います。どれだけ上げるかは専門部会で考えればいいことですし、それこそ、今日は十分な話題にはなっていないのですけれども、生産指標とかそういうことも含めて議論は必要だと思います。なかなか厳しい回答になるかもしれませんけれども、やはり特定最低賃金の意義を考えたときに是非残していく必要があるのではないかなど、私個人的には思います。御理解、御再考いただけないでしょうか。

○西岡委員

特定最低賃金の在り方については、一昨年もいわゆる、する、しないの必要性の根拠について、何をもってするのかしないのか、その辺りはきちんと今年根拠を揃えて議論しましょうと、去年の審議会で議論されたと思うのですけれども、その辺りの状況について事務局で今回調べていただいたのでしょうか。他県の状況や、必要性の有無の議論の根拠となるものを、去年、必要性論議の中で調査いたしますと言っていたのですが、その辺は何かお示しいただくものがありますか。

○恒吉労働基準部長

私が去年いましたので私からお答えしますが、私の認識としましては、事務局からのデータを提示するのは難しいと思いました。

先般、御議論していただきましたように、特別委員会の場を設けてしっかり労働者側、使用者側で御議論していただく中で、双方からそういった有効な情報が出て来るのかなと思っておりましたので、特別委員会の設置にこの半年注力していたのですが、

そういう状況の中で特別委員会も開催しなくなつたので、今の御指摘は飛んでいたと言いますか、準備ということでは考えていなかつたものですから、資料がない、というのが現状のところです。

○西岡委員

何も準備されていないと思っていいということですかね。

○甲斐会長

西岡委員が今おっしゃることは、昨年度の終わりから特別委員会を作つて議論をしようと、異議審の時に短時間で決めるのではなく、必要性の有無については、特別委員会を設置して議論しようということで、規定等まで作つて対応してありました。けれども、最終的にそれを進めていくよりも本審で十分議論してやつていこうという結論になりまして、準備が不足していたというところもありますけれども、それで今回異議審の場ではありますが、これまでよりも少し丁寧に、全員が揃つたところで議論した方がいいのではないかという御意見も伺つたので、こういう形を取らせていただいているというところです。

西岡委員は、必要性の有無を決定するのに、この場ですぐには決められないと仰っていましたよね。

○西岡委員

去年から急激に最低賃金の上昇がありまして、去年も議論をする上で、私たち中小企業団体の中央会としましては、特定最低賃金と地域別最低賃金の2階建ての在り様はやめるべきだと、2階建てで賃金が増えると経営者は非常に厳しいという考えです。

去年は非常に厳しい状況の中で、根拠が不明確な上でやめるということはなかなか難しい、皆様の議論次第ということで、また皆様方の考え方も分かりますので協議は必要だと思い、参加させていただいたという背景がございます。

けれども、今回はそういう根拠になるべきものを、福母委員の方で調べていただきましたし、私自身も今回地域別最低賃金の上昇を経て、いろいろな経営者の方々から、特定最低賃金の必要性は果たしてあるのか、というようなお話をいただいております。ですから、議論は無駄だとは思つておりませんけれども、今回これまで大幅に上がつた中、いわゆる特定最低賃金が地域別最低賃金の中にのみ込まれている状況の中で、果たして審議が必要なのかという点では、昨年は協議をいたしましたけれども、今年は非常に厳しい状況だよね、という結論に至つたというところです。

○甲斐会長

最低賃金が上がつたために、というのは経営者の方からすると、のみ込まれているという状況から非常に難しいところもあるかとは思うのですけれども、やはりそもそも地域別最低賃金の果たす役割と、特定最低賃金の役割は違つ、というところへの理解というか、そういうことも含めて考えていただければと思います。

今後、そういうことも含めて議論をしていくという意味では、今年度はやはり御参考いただいて、専門部会でどういう議論になるのか、もうのみ込まれているのだからこれでいいではないかとなるかもしれないし、やはりそれなりの意義を見出そうとい

うことで積み上げになっていくかもしれませんけれども、それぞれの専門部会には現場の方もお見えになりますので、やはりそういう機会を設定するということは意義深いのではないかなと思います。

○西岡委員

その意義は必要だろうと思います。意義は分かりますけれども、ただ今回のような状況の中で、果たして特定最低賃金まで設定する必要があるのかなと。重ねて、また大きな額が加えられるということについて、非常に経営者の皆様は危惧されている状態であるということですので、その必要性はどうだろうな、と思います。

○松尾委員

地域別最低賃金と特定最低賃金の役割、意義が違うというのは当然、使用者側も理解をされていると思っています。

その上で、使用者側として今回、特定最低賃金の改定といいますか、必要性の有無というところもアンケートなども取っていただいて調査をしていただきましたけど、労働者側としても必要性ありに向けて申出書をきちんと揃えています。これが一番の理由だと思います。労働者の、全員ではないのですけど、3分の1以上の労働者の皆様の総意を集めた上で、特定最低賃金の改正に向けて必要性ありの審議をしてほしいということで出していますので、これが一番の理由だと思います。

○甲斐会長

そうですね。

○浜村委員

特定最低賃金の目的そのものは一番大きなところで産業の魅力を高めていく、人を集めたいというところだと思いますけれども、先ほど福母委員から出た発言の中で、既に年末の就労調整で苦労している会社がたくさんあるよ、というのがありましたけれども、特に特定最低賃金の水準ぎりぎりで働かれている方というのは、そういう就業を望まれている方って多いと思うのです。そうしたときに、「年収の壁」とずっと言われていますけれども、ここはまだ日本国として対応出来ていないところですね。このまま特定最低賃金だけ上げて、地域別最低賃金もそうなのですけれども、上がつていったときに労働者の年収ベースで見ると頭打ちになるので、単純に年間の就業時間が少なくなるよ、というだけで終わってしまう可能性って多分にあると思うのです。そうしたときに、今度何が起こるのかというと、ざっくり70何円か時給が上がると、年間で100時間くらい働かなくていいということになるのです。100時間分どうやって労働力を確保するのかという問題が今度出てくるのだと思います。そういう意味でも、今の日本の法体系、税体系というか、社会保障の関係だと、年収の壁というものがある中で、これ以上特定最低賃金で最低の水準を上げていくことは、必ずしも産業強化、魅力拡大というところにつながっていかないのではないかなど。あの業界すごい忙しいよねと、100時間でやればいいところを90時間でやらないといけないんだ、というようなことになるわけです。そういう構造を作ってしまうのではないのかなというところが非常に危惧するところでもあります。そういう意味でもあえて今年、

特定最低賃金の再考をする必要があるのかというところを考えていただきたいなと思っています。

○甲斐会長

他に御意見ございませんでしょうか。

○松本委員

逆に、特定最低賃金をなくすということは、例えば一般機械の時給が地域別最低賃金と同じになるということですね。一般機械は、多額の設備投資、借り入れも起こしますし、他の産業とも少し違うと思うのです。それも含めて、何が言いたいかと言いますと、他の産業の方に人材が流れるリスクも十分にあると思うのですけれども、本当に今年改定がなくなったら、地域別最低賃金と同じ額になってしまうので、使用者側として大丈夫なのかなど心配になります。

○浜村委員

人材を確保したい会社は、募集賃金を上げるのではないですか。

○松尾委員

関連でいいですか。浜村委員が言われたとおり、人材を確保したければ賃金を上げると思うのです。そこで、産業全体の公正競争ができるのか、というところにつながっていくと思うのです。賃金格差が広がる中で、公正競争ができるか。低いところは淘汰されていくのですね、ずっと。それでいいのか、というところなのです。だからこそ特定最低賃金で最低のところ高めて公正競争を図っていくという役割があるのです。私たち労働者側の意見としましては、産業の魅力を高めるだけではなくて、そこを理解していただいて、特定最低賃金の意義と必要性をしっかりと審議をしていきたいと考えています。

○諸富委員

先ほど、働き控えというような話も出ていましたけれども、それも当然あると思うのです。一方で、そうではないパート労働者とか、いわゆるアルバイトをどうするのか、ということになりますし、おそらくそういった時間的制約が出るとなると、そこをいろんな作業効率の改善や、一人ひとりの生産性も当然並行して求められることになると思うのです。そうすると労働者一人にかかる負荷も今までとは変わってくるだろうと思います。であれば、そういった努力に対する一定のイニシアティブとかインセンティブといった考えの方もあってもいいのかなと思っています。単純に働き控えということではなくて、その時間が足りないことに対する色々な改善や、人間に対する対価というのも考え方としてあるのかな、と思っています。

○甲斐会長

今、特定最低賃金の在り方とかいう話になって来ていますけれども、一般機械のことばかりでなく、全般的な話をする必要があるのかなと感じております。もしよろしければ、一般機械としての結論を出す前に、電気及び陶磁器についても御意見を伺い

たいと思いますけれどもいかがでしょうか。そういう進め方をまずやってよろしいですか。労働者側もよろしいですか。

(異議なし)

○甲斐会長

それでは、そのように進めさせていただこうと思いますけれども、福母委員の方からそれぞれのことをお願いします。

○福母委員

残り2つです。電気機械最低賃金、同様に「改定の必要性なし」が5割弱、「改定の必要性あり」が3割弱、2割が「分からぬ」という回答でした。

「必要性なし」の理由としては、先ほど話が出てきましたけど、法を適用するのではなくて、自社の事情で決定することが合理的である、ということです。これは、下請さんや協力会社が電機の最賃が上がったので、となったら、うちはそんなに払えないという話になって、そういうことでは困るからね、という意見もありましたし、それと電気機械、先ほど一般機械は20円上がるの、だいたい2%の、県最低賃金まで引き上げるとなると2%程度、電気機械については3.4%の引上げということになりますので、それぐらいの引上げだったら何とかなるけどと、それを上回っての引上げは難しいから必要性がないということで回答したいという御意見もありました。

一方で、必要性ありの理由としては、埋没するから、ということで、これは電気機械の最低賃金が今まであったのになくなるのはちょっとね、みたいなよく分からない理由が多かったです。

陶磁器もいきます。陶磁器最低賃金については「改定の必要性なし」が全てでした。理由としては、県の最低賃金に全てのみ込まれているということで、過去ずっとのみ込まれて1円プラスとかやっていたので、もうそろそろいいだろ、というような回答でした。先ほどの県の最低賃金の引上げで1,030円になると、7.6%の引上げということで、これは有田の業界にとっては異常な数字と、とてもじゃないけど経営続けていける自信がないというような話がありました。

県最低賃金の時に引上げが大幅だったので、その後佐賀新聞に掲載されていましたが、蒲鉾の会社が自己破産したということで、9月1日ですね、67名が即日解雇されています。コメントに書いてありました、人件費や原材料費が上がって経営が上手くいっていなかつた、と。アンケートを取った中でも、あまりにも上げ過ぎると会社が存続できなくなつて雇用そのものが失われてしまうので、かえって労働者にとって不幸ではないかというような御意見もあったりしております。

直近のデータでは、買い控えによってスーパーの売上げがかなり減っています。年末にかけて、11月21日に県最低賃金が上がるの、特定最低賃金はどうなるか分かりませんけれども、人件費高も相まって、消費、売上不振とか、廃業倒産とか出てくる可能性もあるので、特に陶磁器の場合に関連して申し上げましたが、7.6%も上がるということは死活問題に近いということで、陶磁器自体の審議、改定の必要性の有無というよりも、地域別最低賃金で恐ろしくダメージを受けるということになるので、この点は一般機械や電気機械とは違う様相で陶磁器については考えなくてはいけない

いということで、必要性がない。私どもの意見としてはそういうことです。

○甲斐会長

はい、分かりました。

それでは、一般機械に限らず、電気機械それから陶磁器についてもそれぞれ御意見がおありかと思いますので、そこも含めながらお話を伺いたいと思いますけれども。

○福母委員

公正競争を確保する観点というのは非常に重要な観点だと思います。ところが、企業経営ができないとそれはできませんので、企業が存続するような前提でのお話しではないかと思います。県最低賃金の審議のときに申し上げたとおり、零細企業は価格転嫁も非常に難しいと。

つい最近、銀行と県が出資している産業支援の機関の人にいろいろ話を聞いたら、融資を申し込まれている企業で、経営状況をみるととてもじゃないけど融資できないということでお断りしたら、かなり恨み節ばかり聞かされて大変だ、というくらい資金繰りに苦労している会社もかなり多いように伺っております。

そういうところで申し上げたいのは、公正競争を確保する観点から、というのはいいのですけれども、それを払える会社であればいいのですが、それを払えない会社が実際に出てきていて、それを無視して議論をするというのはなかなか難しいと感じます。

○甲斐会長

松尾さんどうですか。

○松尾委員

使用者側が言われる、企業のそれぞれの事業所の実態というのは十分理解はできます。これだけ地域別最低賃金が上がって、それ以上に特定最低賃金をということになれば更に事業は厳しくなるというのは、容易に想定はできます。想定はできますけれど、ただ厳しいから、特定最低賃金が必要ないんだという論議は少し違うかなと思います。地域別最低賃金と特定最低賃金の性質の違いからすれば、そこをイコールで結び付けて良いのか、というのは疑問としてあります。

当然、佐賀県の重要な産業の1つである、この3つの産業、これを地域別最低賃金よりも上回った最低賃金を作らないといけないという意義を、もう一度しっかりと論議をしていただきたいなと思っています。

特に、陶磁器は言われるとおり、この14~5年、プラス1円ですっと結審をしています。ただその1円が、たかが1円、されど1円。陶磁器産業としてのプライドがあると思っているのです。これは、佐賀県の中でも重要な産業の1つである、守らなければならない産業がプラス1円の重みだと思っていますので、その重みを十分汲み取っていただきたいなと思っています。

○甲斐会長

先日、山口知事が補正予算の件で記者会見をされた時に、特に佐賀県においてのも

のづくり産業というのを支援していきたいと、そのための予算をかなり注ぎ込んだという説明がちょうどニュースであつていたのですけれども、その時も特に陶磁器産業というのは他県にない産業であるということで、陶石が非常に高くなっていますが、そこに補助金を全面的に出して、下支えしていくんだというような意見もありました。

そういう意味での特定最低賃金の在り方というのは、本当に必要なのではないかと、それがずっと長い間続けて来られて、だから議論をしなければいけないというところに来ているとは思います。だけれども、できれば続けてきたものを途絶えさせるというところには、やはりそれなりの理由が必要になってくると考えますので、意義をまずは考えていただけないかな、と思うのです。その後で専門部会で細かいことを議論していくということでもいいのではないかと思うのです。いかがでしょうか。やはり佐賀県としては、ものづくりというのを一番大事にしていきたいという姿勢が特定最低賃金にも表れていると思うのですけれども。

私ばかり言つていて申し訳ないですが、長いこと最低賃金審議会に関わってきて、なぜ陶磁器がずっとここまで残ってきたのかとか、そういうことを考えると、確かに最低賃金にのみ込まれるということを良しとしない、福母委員のアンケートにもあるように、5割あるいは3割の人は、埋没することについての危機感というのもあると思うのです。その辺りも含めて再考いただければと思っています。

それともう1つは、松尾委員の方から先ほど言われたのですけれども、労働者としてその産業で働く人たちの強い意志と言いますか、自負と言いますか、それがあつてこそこれだけの人数が集まって申出をしているわけですので、その重みというのも重々考えていただければと思います。その上で、生産指数とか業況、景況とかそういうことも検討しながら最終的にどういう金額になるのか。それすら今回しないということについてはもう少し考える必要があるのかなと思うのですけれども。

○浜村委員

ちなみになのですけれども、どういう状態になつたら特定最低賃金をやめるというような判断ができるとお考えですか。

○甲斐会長

特定最低賃金をやめるかやめないかというところは、専門部会というか特別委員会などを作つて現場の方々の、もちろん福母委員が今回使用者としてのアンケートを取つてデータとして出していくだけですけれども、もっとその産業に関わっている人達のそれぞれの意見を吸い上げる会議というか、委員会をやつた上で結論をつけていくことが重要なのではないかなと思います。

○福母委員

誤解してほしくないのでありますけれども、特定最低賃金の廃止を言つてはいけないのです。

○甲斐会長

分かります。

○福母委員

改正の必要性があるかないか、ということで意見を出しています。いま浜村委員がおっしゃっているのは廃止ということで言われているのですか。

○浜村委員

それも含めてです。

○甲斐会長

最終的にはね。

○福母委員

今年は「必要性がない」という主張でいかざるを得ないと思いますが、甲斐会長がおっしゃるとおり、佐賀県にとってこの3業種がどのような意義があるのかと。

先ほど申し上げた、就労者数でいうと一般機械は1.13%、電気機械についてはその倍ぐらいですので2%で、陶磁器に至っては0.35%ということで、労働者数としては非常に少ない。けれども佐賀県にこの業種は絶対残さないといけないのですよ、という必要性を、我々が、「要らないよ。今年は改定する必要がないよ。」と言っている人達に説得する材料が次回の会議で出れば、それで考えたいと思います。

私は、アンケートははなからしたくなかったのですけど、今年はしてしまったので。必要性ない、といきなり出てしまったので、仕様がないなと思っています。

ただそういう年もあってもいいかな、という気もいたしましたけど。労働者側からすると毎年、そんなに御苦労されたのであれば一緒に考えましょうね、というスタンスでずっとやってきたのですけれども、今年は8%近い県最低賃金の引上げと、それにのみ込まれてしまうという事態ですので、より慎重に審議をしたいという、データとして、うちの会員企業の御意向をお諮りしたということです。

ですから、このアンケート結果について、私は責任を持たないといけないので、説得するなら説得するで、きちんとした根拠がないと難しいということで、無理矢理これから審議しましょうとか、改定の必要性は認めてください、とか言われても今の段階では絶対認められません。

○安永部会長代理

私も公益の立場として、基本的に結論は、甲斐会長が先ほどおっしゃったように、「必要性あり」という結論についてはそのとおりなのですが、先ほど浜村委員がおっしゃった、それではどの段階になつたら、ということですね。

特定最低賃金の廃止のレベルでのお話をされましたけど、それをひとつ下げて、どういう場合になれば「必要性なし」になるのかところで、例えば、今使用者側が出されています、結局地域別最低賃金が特定最低賃金を全部のみ込んでしまったではないか、というところがありますが、今回そもそも中央最低賃金審議会で目安額64円が出されました。さすがに目安を下回る地域別最低賃金の決定というのはなかなか難しい中で、目安どおりにいけば結局全部のみ込んでしまう結論になるわけですね。実際目安に従つたので、特定最低賃金の必要性なしというのも、またそれはなかなか乱暴という言い過ぎかもしれませんけれども、議論としてはそういう話になる

のかとは思います。そこをどのフェーズまでいけば必要性なしになるのか、という点は今後考えていかなければいけないとは思っています。

結論としては、「必要性あり」だと思うのですけど、今後の課題として出された、ではどういう場合に「必要性なし」になるかという基準、そこをやはり今日、双方のお話を聞いて、双方ごもっともな御意見をいただいていて、なかなかどちらに比重をとるのは難しいのですが、価値観論という言い過ぎですけれども、やや裸の利益衡量というような感じで寄って立つ基準がない、例えば地域別最低賃金であれば3要素というものがあって、それに沿って議論が進められているので整理できるのですけれども、今日の必要性議論は必要性の有無に向けての議論ではあるものの、何に寄って立てばこの議論が整理できるのだろう、というのがどうもモヤモヤしていまして、最低賃金法を見ても、結局その要件みたいなものが何か規定されてるわけではない。となると、途中西岡委員が御指摘されましたけど、必要性の有無の要件解釈と言いましょうか、何か厚生労働省の通達とかガイドライン、若しくは過去の慣例と言いましょうか、決定例でもいいのですけれども、そういう何か規範となるものを集約できないのかなというの、今後、来年以降の必要性議論のためにも、そういう集約が必要になってくるのかなと思った次第です。いろいろ言い過ぎましたけど。

○甲斐会長

おっしゃるとおりだと思います。

それで、今日はこれまでにはない形で少し進めさせていただきました。特別委員会を設置する予定にはしていましたけれども、そのところがなかなか調整がうまくいかずにこの場で議論するということになりましたので、これまでのことを考えると、今回は丁寧に議論をすべきではないかと思いまして、いろいろとお話を伺いました。先ほど、福母委員の方からも言われましたけれども、本日結論を出さずに、今日初めてそれぞれの御意見を伺いましたので、できましたらもう1回会議を開催して、そしてその中で十分な議論をして、全会一致で「必要性あり」という方向でいけるような、さっき安永委員の方からも言われましたけれども、それぞれのデータというよりも、どういう意義を持ちながら、どういう理由を見出していくか、という辺りの議論を進めたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。労働者側の皆様いかがでしょうか。

○諸富委員

今日は、必要性の話をさせてもらったと思います。かつ私は、資料の中のできるだけ数字とか背景を見てもらいました。先ほど少し人数の話が出たと思うのですけれども、例えば、県の製造業を見たときの付加価値をみてみると、1/4は電機なんですよ。だからやはり重要な産業なのですよ、だからそこに人がいるのですよ、まずは人がいないとのづくりは進まないのですよ、という思いはあります。

逆に、できないですという理由が、さっき言われた、例えばデータっていうのであれば、逆に私達は信頼しないです。

○甲斐会長

データという言い方が悪かったと思いますけれども、根拠となる理由ですよね。

○諸富委員

例えば、電機だったら 6 割以上、皆さん 3 割以上の人にはやはり必要であると思っていて、何でそれが必要かというのも、いろいろな思いで出している人がいます。若干数字的なところもお伝えさせていただいて、でもそれだけでは理解が及ばないよということであれば、じゃあ何を根拠に示すのですか。逆にできないと言われている、背景ももうちょっと具体的に教えていただくという、論議があつてしかるべきかな、と思います。

○甲斐会長

むしろ、やるべき理由を探していただく方が私はいいかなと思います。佐賀県においてこの 3 つの産業の特定最低賃金を改定するべき理由を、使用者の側にも見出していくだけのような時間が必要かなと思っているのですけれども。

できない理由を何かしら持つて来てくださいというよりも、やるべき理由を見出していくだけという方向で進めたいと思っております。

○狩野委員

特定最低賃金を設定したことによる効果とか何かあったりするのですか。私も今年初めてで分からぬのですけど、今までこうやって佐賀のものづくり産業は大事なので、3 業種で特定最低賃金を設定します、設定したことによって、やはりしなかったよりも良かったねという、何か今までの実績とか効果とか何かそういうものがあると良いと思います。

○甲斐会長

それは双方で出し合いましょうか。いかがでしょうか。

○佐々木委員

初めてだから、確認してもいいですか。佐々木でございます。

今年初めてなので、今しか確認できないので、教えていただければと思います。

私がこの審議会に参加させていただきまして、地域別最低賃金それから特定最低賃金ということで、いろいろ見ているわけなのですけれども、確かに今年の場合に関しては、64 円から 74 円とかなり額も上がってしまったということなので、私も特定最低賃金に関してどういうふうに位置付ければいいのかということに対してすごく自分の中で葛藤していた状況でございます。労働者様側、使用者様側がおっしゃられたことというのは、重々承知しておりますし、おそらく委員の方々がおっしゃられたとおり、特定最低賃金を今後なくすというようなことも将来的にはあるでしょう、とそれはよく分かります。

一方で、今回みたいに、かなりのみ込まれるぐらいの額が出てしまったときに、地域別最低賃金が上がってしまったときに、すごく例えが悪くてごめんなさい、競馬でいう鼻差みたいな差をつけなければいけないのか、というのが正直私には分からなくて、結果の問題として同じになるようなことは想定するべきなのか、それとも 1 円でも高くしないといけないのかということについては、正直、理念の問題としては皆様

一致していると思いますけど、どこで着地点をとればいいのか、基本的には甲斐会長の考え方として、理念論としては絶対この特定最低賃金というのは、将来的には別にしても、少なくとも数年内は保たなければいけないだろうなと私は感じているのです。何を落としどころにするべきかな、と私は初年度ですから堂々と聞けてしまう立場なので、分かる方がいらっしゃったら教えていただけたら幸いです。

○甲斐会長

改正の必要性があるということは、プラス1円は必要だということです。

○佐々木委員

はい、分かりました。

○恒吉労働基準部長

地域別最低賃金に対しての1円ということです。

○佐々木委員

これだけ地域別最低賃金が上がったときに、特定最低賃金というのはのみ込んで結果論としてゼロでは駄目なのかというようなことで質問をさせていただきました。

○恒吉労働基準部長

ゼロは駄目です。専門部会の結論としてはあり得ないということです。

○佐々木委員

分かりました。ありがとうございます。

○甲斐会長

今日続けてもいいのですけれども、もう結構時間が経っておりますので、できれば方向性としては、私の気持ちとしては、できるだけやはり佐賀県におけるこの3つの産業について、これまでのづくりが他の産業をリードしてきたというところは使用者の皆様の方にもおありだと思うのです。そういう辺りを含めまして、労働者側から提案されているこの申出についてどのように考えていくかということを一度お考えいただいて、もう一度会議を開催したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

今日結論を出すには、お互いの十分な理解というところで、金額を決めるよりもっと難しいなと思いますので、もう1回会議を開催しようと思いますけれども、よろしいでしょうか。なかなか日程調整が難しいと思いますけれど。

ここはやはり労働者、使用者皆様に御賛同いただかないと進めるわけにはいかないので、できるだけそのように考える、それとこの3つの業種の特定最低賃金がこれまであった理由、それから狩野委員がおっしゃったように、特賃があることによってどういう効果があったかということですね。

○狩野委員

逆に、例えば特定最低賃金をなくしたばかりに衰退したところがあるとか、その辺

が、私もここまでこだわる理由があるのかなとか。私は商工会議所なので、どちらかというと中小とか小規模零細のところ、労働組合もないし経営者協会にも入っていないというところが会員さんなのです。そういうところの、例えばハーネスを手作業で作っているようなパートの方が、5、6年前まで800円から770円で働いていた人が、今は1,030円払ってくださいと。更にそこから上乗せして払ってというのが、なかなかアリティーがないですよね。そこまでやる必要があるのかという。民間の責任で上げる分は全然結構なのですけれども、法律で縛られますので、小規模事業所さんとかそういうところまで縛ってしまうのが、私は委員として非常に心苦しいところがあります。

○甲斐会長

分かりました。いかがでしょうか。労働者側の皆様、今の段階では厳しい御意見の方が多かったのですけれども。本日結論を出さずに、今おっしゃったことの熱意も伝わったと思いますので、次回、もう1回会議を開催するというのはいかがでしょうか。

○松尾委員

もう1回会議を、というのは全然いいのですけど、これ以上何をもって審議会に臨めばいいのかというのがあって、そちらの方がどうしようかなと今、悩んでいるところです。諸富委員が言われていたように、例えばできないという理由があるならば、逆に言えば、それを解決する策があればできるのでしょう、ということですね。なので、そういうことを含めて、私たちは、やってくださいとしか言えないのです。できないことも、じゃあこれでクリアしようと、クリアできるのではないかとか、という論議も一方でできれば、できないというハードルが下がって来るので、「必要性あり」にもっていきやすいのかなという思いは一方であります。

これ以上何をもって示せばいいのかなというのがあって、細かな数字を調べることはできないことではないのですけど、その数字が必要性の有無の審議に役に立つかと言わると少し疑問が出て来るかなというのがあるのです。なので、こういった情報があればというのをいただけたら一番いいのですけど、ただそれは労働者側の意見ではないでしょうと言われたらそれまでなので、非常に難しいです。2回目やるのは全然大丈夫なのですけど、それまでに何を準備すればいいのかというのが一番難しい。

○甲斐会長

何か細かいデータを、というのではなくて、やはり全国的に見てどういうやり方をしているのかということもあるでしょうし、佐賀県において3つの産業が特定最低賃金として出てきているということもあるでしょうから。埋没しない方がいいとおっしゃる意見を掬い上げてほしいと思います。

それでは、いかがでしょうか。本日、それぞれ御意見は伺いましたけれども、それぞれの主張というところで十分な議論ができたかというと、そうでもないなと思いますので、お互いが理解し合えるというか、私個人的には使用者の皆様に特定最低賃金についての御理解をいただけるのであれば、少し時間を取った方がいいのかなと思っています。もう1回開催することについて、公益の皆様はいかがですか。

○安永部会長代理

何か双方に準備が必要ということでなく、例えば、人数のデータの件でも、事務局の方から再度洗い直して出していただけるでしょうから、そういうところを踏まえての仕切り直し、要はコンセンサスを得るだけの空気感に今は至っていないというところが重要なことだと思いますので、回数を重ねるだけという御批判あるかもしれませんけれども、少し時間は空きますので、それだけでも意味はあるのではないのかなと公益としては考えます。

○松尾委員

私たちは、必要性ありとなるのであれば何回でも大丈夫です。

○早川委員

今回、労働者側の方から公正競争という概念が出てきて、実は公正競争が求めているのは事業者、使用者側の皆様、経営者側が本当は公正競争の土俵が欲しいのではないかと勝手に思います。なぜならば、低い賃金で利益を得る企業さんがあれば、公正な競争が阻害されて、使用者の利益がむしろ損なわれることがあるからです。

地域別最低賃金の議論のときに、退席された使用者側委員の気持ちが、この特定最低賃金の議論のときに、お気持ちが残っているかもしれません、ここはどうか仕切り直していただいて、いろいろな議論を大切にするという、佐賀県の元々のところに、よろしければ次回立ち返っていただければと思います。

特にこの3産業の、どれがとは言いませんけれども、労働協約の賃金がはるかに超えている状況下、特に電機などでは6割がはるかに超えている賃金が支払われている環境の中で、今回地域別最低賃金が従来になく上がったということもあります、残された労働者がどのような事業主の元で働いているかを、もしよろしければ次の会議で、この6割でカバーされていない他の労働者を雇用している事業者が、なぜ今回地域別最低賃金レベル以上は議論ができないのか、よろしければ本当のところを教えていただきたいと思います。

今回、特定最低賃金を3業種いずれも必要無しといったときに県民に与えるインパクト、地域別最低賃金は、うまくいっている産業とそうでない産業、競争力がある産業そうでない産業も全て一律に、佐賀県においては適用される賃金ですが、地域別最低賃金が決まるまでの経緯とかいろいろ察するところはあるのですけれども、今回の特定最低賃金について、次の会議の時に、お互いに気持ちを出し合ってもう一度、佐賀県の対話を大切にするというところに、どうか次回立ち返っていただけないかなというのが、少し甘い考えかもしれません、少し時間を置いてもう1回話し合いができるかな、というのを労働者側、使用者側双方にお願いできればと思います。少し出過ぎた言い方だったかもしれませんと申し上げます。

○甲斐会長

ということで、非常に申し訳ないのですけれども、やはり十分な議論をしながらやっていくということで、もう1度会議をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長

はい。それでは事務局の方から御説明と連絡等お願いします。

○河野賃金室長

それでは次回の日程調整をさせていただきたいと思います。会議室の空き状況から選択肢がそう多くはないので、確認表をお配りしますので、そちらの方に御都合がつくところに丸、都合がつかないところにはバツを書いていただいて、今日この場で確認できる方はこのまま回収をさせていただきたいと思いますけれども、確認ができない方はお持ち帰りいただいて、メールで御回答いただければと思っております。調整がついたところで、次回の日程をお知らせしたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○甲斐会長

はい、それでは、日程調整の件はそのようにお願いしたいと思います。

本日の審議会はこれで終了したいと思います。様々な御意見をたくさんありがとうございました。再度、会議を開くことになりましたので、大変御迷惑をお掛けすることになりますけれどもどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名は、労働者側松尾委員、使用者側平野委員にお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了したいと思います。

ありがとうございました。

○参加者一同

ありがとうございました。

会長

労働者代表委員

使用者代表委員
